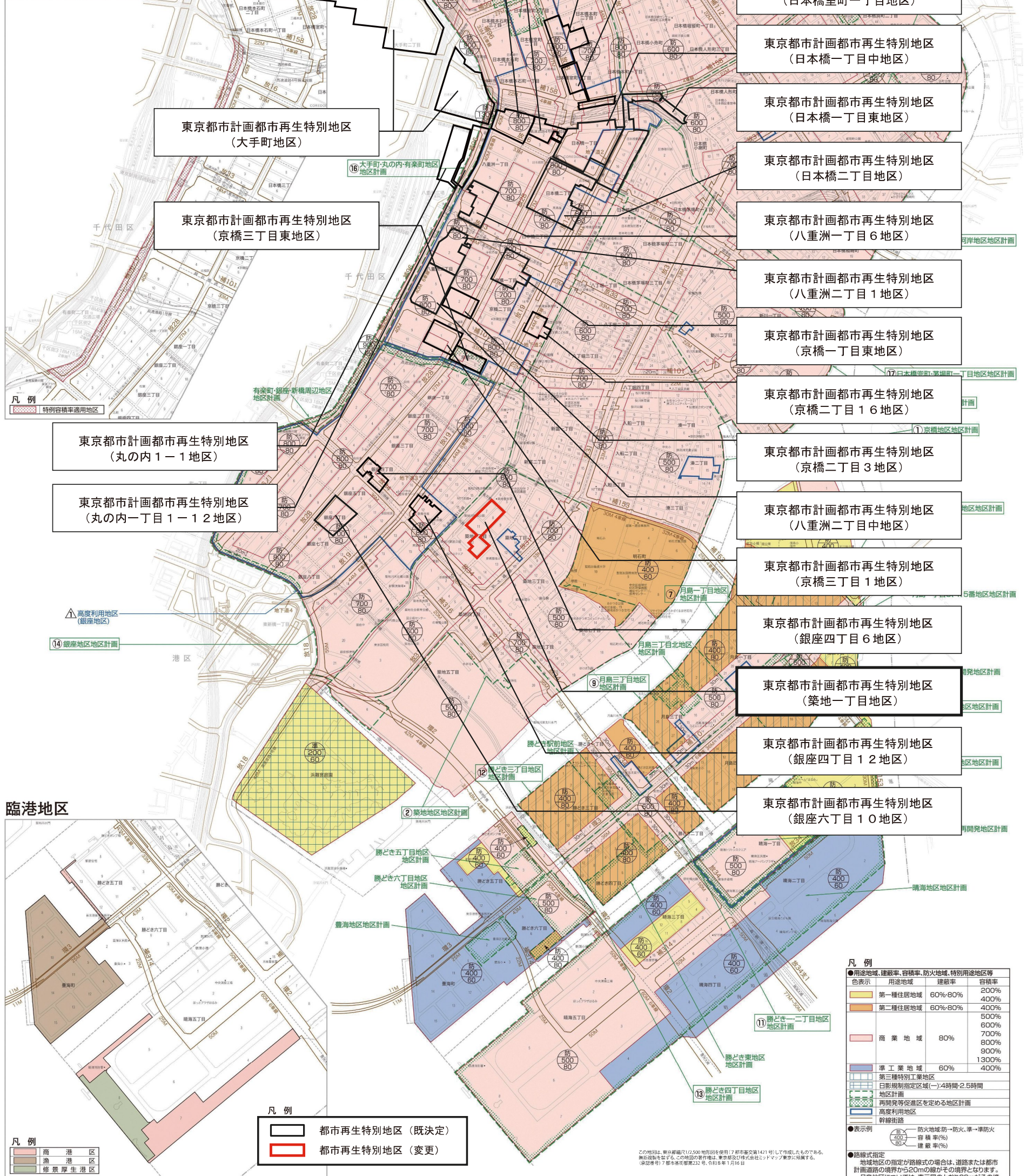


東京都市計画都市再生特別地区

総括図



特例容積率適用地区



東京都市計画都市再生特別地区
(大手町地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(京橋三丁目東地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内1-1地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内一丁目1-2地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(八重洲一丁目北地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(日本橋一丁目1・2番地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(日本橋室町東地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(日本橋室町一丁目地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(日本橋一丁目中地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(日本橋一丁目東地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(日本橋二丁目地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(八重洲一丁目6地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(八重洲二丁目1地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(京橋一丁目東地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(京橋二丁目16地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(京橋二丁目3地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(八重洲二丁目中地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(京橋三丁目1地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(銀座四丁目6地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(築地一丁目地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(銀座四丁目12地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(銀座六丁目10地区)

凡例

- 商港区
- 漁港区
- 修景厚生港区

凡例

- 都市再生特別地区 (既決定)
- 都市再生特別地区 (変更)

凡例

色表示	用途地域	建蔽率	容積率
第一種住居地域	60%-80%	200%	400%
第二種住居地域	60%-80%	400%	400%
商業地域	80%	500%	600%
		700%	800%
		900%	1300%
		400%	400%
準工業地域	60%		
第三種特別工業地域			
日影規制指定区域(-)4時間-2.5時間			
再開発等促進区を定める地区計画			
高度利用地区			
幹線街道			

●表示例

- 防火地域防→防火準→準防火
- 容積率(%)
- 建蔽率(%)

●路線指定

地域地区の指定が路線式の場合は、道路または都市計画道路の境界から20mの幅がその境界となります。月島地区については、表示図のとおり30mがその境界となります。

この図は、東京都市計画(1/2,500)地図を引用し、7都市基本図(1/1)として作成したものである。最新図版を参照する。この図の著作権は、東京都市計画(株)に帰属する。(図説番号)7都市基本図第232号、令和8年1月16日

